

新型コロナウイルス感染症に関連する「登校許可の基準」について

本校における登校許可の基準を作成しました。この「登校許可の基準」は、令和2年6月3日現在の段階で、学校医の指導のもと本校で策定したものです。新型コロナウイルス感染症に関連する地域・社会情勢により変更の可能性もあります。

1. 本人に以下の症状がある場合

- A 37.5度以上の高熱
- B 風邪様症状（発熱・咳・痰・咽頭痛・強い倦怠感・関節痛等）
- C 呼吸器症状（息苦しさ等）
- D 味覚異常、嗅覚異常

（登校許可の基準）

- ① 37.5度以上の高熱は、解熱剤を使用せず解熱（37度未満）し、4日間を経過した後。
- ② その他の症状に関しては、登校日に症状が完全に消失していること。
- ③ 医療機関で新型コロナウイルス感染症以外の診断がついた場合には、医師の指示に従う。

2. 同居者に以下の症状ある場合（通学生）

- ・同居者に上記1. A～Dの症状がある場合

（登校許可の基準）

- ・同居者が上記1. ①～③の基準を満たしている場合

3. 感染者と濃厚接触者となった場合

（登校許可の基準）

- ① 感染者との最終接触日から14日間経過し、新型コロナウイルス感染症の症状がないこと。
- ② 保健所からの許可が出た後（※14日間の待機期間は現段階での保健所及び学校医からの指示）。

4. 本人が感染者になった場合

（登校許可の基準）

- ① 感染症が治癒した後に、保健所の許可がある場合。
- ② 主治医の登校許可書があること。

5. 本人に基礎疾患がある場合

（登校許可の基準）

- ① 主治医に相談のうえ、登校の許可があること。
- ② 保護者の承諾があること。

6. 感染へのリスクに対して本人やご家族に不安がある場合

- ・新型コロナウイルス感染症に対する不安で、登校を控えたい場合は無理をせず学校までご相談下さい。原則、欠席扱いには致しません。

【備考】

実際の登校にあたっては、主治医だけでなく、学校医と相談の上、判断する場合があります。

感染の怖れは誰もが持つものです。登校に不安のある場合は、学校のクラス担任までご連絡、ご相談ください。

登校許可書の書式が必要な場合は、本校ホームページからダウンロードできます。

<http://www.nsfb.tsukuba.ac.jp/hoken/tokokyokasho2020.pdf>